

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成24年9月10日提出

天理市長 南 佳 策

専決第6号

専 決 処 分 書

平成24年7月17日午前1時頃天理市下仁興町1438番地先の農道（笠・仁興線）
上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談
することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条
例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成24年7月31日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 169,218円

専決第7号

専 決 処 分 書

平成24年7月2日午後9時10分頃天理市西井戸堂町129番地6先の市道23号
線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示
談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市
条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成24年8月13日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 74,655円

専決第8号

専 決 処 分 書

平成24年7月19日午前10時48分頃天理市成願寺町296番地1先の民家前で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成24年8月13日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 5,250円